

給食費の取り扱いについて

家庭保育の要請期間

令和2年4月13日(月)～令和2年5月6日(水)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、家庭保育のご協力をお願いしているところですが、協力要請に基づき登園自粛していただいた場合の給食費について副食費のみ特別措置として次のとおり日割り計算により減額することとしました。

特別措置について

対象児

・3歳から5歳児クラスの子ども(1号・2号認定児)

期間：4月13日(月)～5月6日(水)

・現時点での期間です。今後の状況により変動する場合があります。

主食費：返金なし(北中在住の方はすでに免除されています)

副食費：日割り計算で1食当たりの給食費を算出し、登園自粛していただいた日数分返金いたします。

※現在副食費が減免されている場合には日割り計算での返金はありません。

※1カ月分をいったん満額でお支払いいただき、後で返金処理とする予定です。

返金日は確定後改めてお知らせいたします。

今後の状況

5月6日以降については役場から通知がありましたら、HP等でお知らせいたします。